

2023年11月20日

徳島大学教職員労働組合

中央執行委員長 山口裕之

## (声明) 国立大学法人法改正に反対します

政府は、10月31日に国立大学法人法の改正法案を閣議決定し国会に提出しました<sup>1</sup>。野党等から多くの問題点が指摘されたにもかかわらず、法案は11月20日の衆議院本会議を通過しました。

この改正案では、もともとは国際卓越研究大学にのみ設置されることになっていたはずの「合議体」(改正法案では「運営方針会議」)を5つの「大規模校」(東北大のほか、東大、京大、阪大、東海国立大学機構)に必置するとされており、さらに、それ以外の法人でも文部科学大臣の承認を得て設置できることとしています。

その運営方針会議には、(1)中期目標・中期計画及び予算・決算に関する事項を決定する、(2)学長へ改善措置を要求する、(3)学長の選考に関する事項について学長選考・監察会議に意見を述べるなど、強い権限が与えられています。

学長は同会議の委員を兼ねますが、それ以外の委員の選任に当たっては文部科学大臣の承認が必要となっています。

私たちは、下記5点に鑑みて、国立大学法人法改正案に反対します。

### 記

1. 国際卓越研究大学以外の大学に運営方針会議設置を義務付けることは、国際卓越研究大学における合議体を位置づけるという本来の法改正の趣旨から逸脱しています。
2. 現状の国立大学には経営協議会や教育研究評議会、学長選考・監察会議といった会議体があるにもかかわらず、その上位に運営方針会議を設置することは大学の円滑な運営にとってマイナスです。
3. 運営方針会議委員の人件費は、大学ファンドからの資金が提供される国際卓越研究大学以外の大学にとっては追加的な負担となります。
4. 学長の監督や選考に関わる機能を持つ運営方針会議に、当該事項の審議からは学長は外れるとはいえ、学長がメンバーとして入っていることは制度設計として不合理です。
5. 運営方針会議の委員選任に文部科学大臣の承認が必要という規定は、政府による大学人事介入の道を開くものです。

以上

---

<sup>1</sup> 文部科学省「国立大学法人法の一部を改正する法律案」[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/an/detail/mext\\_00013.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00013.html)